

宮津市公報

令和7年7月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

条 例

- 28 宮津市市税条例の一部を改正する条例…………… 1

告 示

- 91 宮津市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱…………… 3
92 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（上司自治会）…………… 5
93 字の区域及び名称の変更…………… 5
94 宮津市自治功労者等表彰規程の一部を改正する規程…………… 12
95 宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱…………… 13
96 宮津市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱の一部を改正する要綱…………… 13

公 告

- 34 水難救護法に基づく漂着物の公告…………… 14
35 農用地利用集積等推進計画の縦覧…………… 14
36 公示送達…………… 14
37 公示送達…………… 14
38 農用地利用集積等推進計画の縦覧…………… 14
39 公示送達…………… 15

教育委員会

《告 示》

- 12 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 15
13 宮津市指定有形文化財の指定…………… 15

選挙管理委員会

《告 示》

- 10 参議院京都府選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所…………… 16

農業委員会

《告 示》

- 7 宮津市農業委員会定例総会の招集…………… 16

条 例

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月25日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第28号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第17条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第17条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第35条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第37条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第37条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第37条の3の3第1項中「者に限る。」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第12条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第12条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第12条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (2) 第17条及び第17条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）第17条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第35条の2及び第37条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第37条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第37条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第37条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第37条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の宮津市市税条例（以下「旧条例」という。）第37条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第37条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第37条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第37条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第12条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次

項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、宮津市市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第12条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 宮津市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第12条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第12条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

告 示

宮津市告示第91号

宮津市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年6月12日

宮津市長 城崎雅文

宮津市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内において社会福祉法人等が実施する社会貢献活動並びに民間の社会福祉施設(以下「施設」という。)における利用者の処遇及び福祉サービスの質の向上を促進し、もって地域において全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生き、共に支え合う社会の実現を図るため、社会福祉法人等に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱(平成16年京都府告示第704号。以下「府要綱」という。)において使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる事業であって、市内に所在する施設で実施するものとする。

(1) 地域貢献活動推進事業

(2) 災害対応力向上事業

(3) 小規模法人等活動サポート事業

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体からの委託を受けて実施する事業及び国、地方公共団体又は民間団体からの補助金、交付金等(この要綱に基づく補助金及び前項各号に掲げる事業を対象として京都府及び他市町村が交付する補助金を除く。)の交付を受けて実施する事業については、補助金の交付の対象としない。

(補助金の交付の要件)

第4条 社会福祉法人等が補助金の交付を受けるためには、府要綱第4条に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

(補助基準額等)

第5条 補助対象事業の基準額(以下「補助基準額」という。)、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

2 一の社会福祉法人等が第3条第1項各号に掲げる事業のうち1又は2以上の事業を一の年度において実施する場合における補助基準額の合計額については、336万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、規則第4条の規定により宮津市地域共生社会実現サポート事業補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助対象事業の内容又は経費の配分の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた社会福祉法人等(以下「補助事業者」という。)が、補助対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、宮津市地域共生社会実現サポート事業補助事業変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者が、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、宮津市地域共生社会実現サポート事業補助事業中止(廃止)申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日(その日が宮津市の休日を定める条例(平成3年条例第4号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その前日以前の日であって、その日に最も近い休日でない日とする。)までに、宮津市地域共生社会実現サポート事業補助金事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助対象事業完了後に、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、宮津市地域共生社会実現サポート事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する報告があった場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の処分)

第11条 補助事業者は、府要綱第14条第1項に定める期間を経過する日以前に、同項の規定により処分を制限された取得財産を補助金の目的に反して使用し、売却し、又は廃棄しようとするときには、宮津市地域共生社会実現サポート事業補助金に係る取得財産処分承認申請書により市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、宮津市地域共生社会実現サポート事業補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日以降に着手した補助対象事業について適用する。

別表(第5条関係)

補助対象事業	補助基準額	補助対象経費	補助率
--------	-------	--------	-----

1 地域貢献活動 推進事業	1 施設当たり48万円と補助対象 経費の実支出額とを比較してい ずれか少ない方の額	報償費、旅費、需用費、 役務費、委託費、使用 料及び賃借料その他市 長が特に必要と認める 経費	4分の1以内
2 災害対応力向 上事業	1 施設当たり30万円（地域貢献 活動推進事業とを併せて行う場 合にあつては、44万円）と補助 対象経費の実支出額とを比較し ていずれか少ない方の額	報償費、旅費、需用費、 役務費、使用料及び賃 借料、備品購入費その 他市長が特に必要と認 める経費	4分の1以内
3 小規模法人等 活動サポート事業	1 施設当たり40万円と補助対象 経費の実支出額とを比較してい ずれか少ない方の額	報償費、旅費、需用費、 委託費、使用料及び賃 借料その他市長が特に 必要と認める経費	4分の1以内

* * *

宮津市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があつたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年6月17日

宮津市長 城崎雅文

- 1 地縁による団体名 上司自治会
- 2 変更があつた事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 宮崎英治
- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

* * *

宮津市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域及び名称を次のとおり変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月25日

宮津市長 城崎雅文

字	小 字	地 番	付 記
須津	鍋山	654	

上記の土地を字須津小字山田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
須津	宮ケ谷	23-148	
須津	宮ケ谷	24-2	
須津	宮ケ谷	25-1	
須津	宮ケ谷	25-2	
須津	宮ケ谷	26-1	
須津	宮ケ谷	26-2	
須津	宮ケ谷	26-3	
須津	宮ケ谷	27	
須津	宮ケ谷	28	

須津	北谷奥	78-2	
須津	北谷奥	79-2	
須津	北谷奥	81-2	
須津	北谷奥	81-3	
須津	北谷	92-2	
須津	北谷	92-3	
須津	北谷	93-1	
須津	北谷	93-2	
須津	北谷	93-3	
須津	北谷	94-3	
須津	北谷	94-7	

上記の土地を字須津小字大谷に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小松	縄手上切	85-2	
中野	正面口	116-3	
中野	正面口	117	

上記の土地を字小松小字縄手下に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小松	イタンド西	112	
小松	イタンド西	112-1	

上記の土地を字小松小字寺山下に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小松	家ノ西	146-1、146-2 合併1	

上記の土地を字小松小字寺ノ下に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小松		150-乙	

上記の土地を字小松小字番神堂に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小松	天神道下	157-1	

上記の土地を字小松小字天神に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小松	天神中	159-1	

上記の土地及びその土地に隣接する道路を字小松小字天神上に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小松	谷口下	187	
小松	谷口下	262	

上記の土地を字小松小字谷口に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小松	杉ヶ坪上	214-3	

上記の土地を字小松小字杉ヶ坪に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小松	砂原	228-1	
小松	砂原	228-2	

上記の土地を字小松小字家ノ下に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小松	村ノ下	231-1	

小松	川バタ	232	
小松	川バタ	232-1	

上記の土地を字小松小字川岸に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小松	家ノ後	239-1	

上記の土地を字小松小字家ノ後口に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小松	谷口中	264	
小松	谷口	265-1	

上記の土地を字小松小字谷口下に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	西ノボリ	351-1	

上記の土地を字小松小字登り下に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	北野	425	

上記の土地を字小松小字孫畑ケに変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	北野	438	

上記の土地を字小松小字村ノ上に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
国分	北野	900	

上記の土地を字小松小字櫻井分に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	小松ノ上	134	

上記の土地を字溝尻小字北野に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	イモネ	254	
溝尻	イモネ	262	

上記の土地を字溝尻小字嶋崎に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	嶋崎	279	

上記の土地を字溝尻小字荒神に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	嶋崎	283	

上記の土地を字溝尻小字忠右エ門セドに変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	中地	285-1	
溝尻	重兵衛セド	313	

上記の土地を字溝尻小字セドに変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	セド	308-1	

上記の土地を字溝尻小字イナドメに変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	セド	358-1	
溝尻	中地	368-1	

溝尻	中地	368-4	
溝尻	中地	368-5	
溝尻	中地	368-6	

上記の土地並びにその土地に隣接する道路及び水路を字溝尻小字西ノボリに変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	ドイノ下	388-1	
溝尻	ドイノ下	388-2	
溝尻	東ノボリ	396	
溝尻	東ノボリ	397	
溝尻	東ノボリ	398-3	
溝尻	砂原	456-1	
溝尻	寺ノ下	474-4	

上記の土地を字溝尻小字東濱に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	ドイノ下	389-2	
溝尻	砂原	456-2	
溝尻	砂原	460-1	

上記の土地を字溝尻小字寺ノ下に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	管坪	409-1	
溝尻	管坪	411-2	

上記の土地を字溝尻小字東ノボリに変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	東濱	466	

上記の土地を字溝尻小字ドイノ下に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	大坪	92-3	
中野	大坪	92-5	
中野	大坪	93-1	

上記の土地を字国分小字井尻に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	セド	360-1	

上記の土地を字溝尻小字中地に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	麻町	171	

上記の土地を字中野小字西立畑ケに変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	二日市	181-1	
小松	大井	311	

上記の土地を字中野小字安国寺に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	飯役後	195-1	
溝尻	金津	536	
溝尻	金津	540-2	
溝尻	金津	540-3	
溝尻	金津	540-4	

上記の土地を字中野小字金井津に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	金井津	200-1	
中野	金井津	200-6	
中野	飯役	201-1	
中野	飯役	201-4	
中野	飯役	201-5	
中野	飯役	201-6	
中野	土井	203-2	
中野	土井	203-3	
小松	下ヶ濱上	324-1	
小松	下ヶ濱上	324-2	
溝尻	梶原	511-1	
溝尻	梶原	511-2	
溝尻	梶原	551-1	
溝尻	梶原	551-2	
溝尻	梶原	552-3	
溝尻	金津	543-2	
溝尻	金津	543-3	
溝尻	飯役	553-3	

上記の土地を字中野小字飯役後に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	飯役前	219	

上記の土地を字中野小字飯役に變更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	立畑ヶ下	230-1	
中野	立畑ヶ下	232	
中野	ジンヤ飯役立東飯役立	290-4	
中野	飯役	317	

上記の土地を字中野小字飯役立に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	越前	238-1	

上記の土地を字中野小字越前ノ下に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	陣屋ノ上	300	
中野	飯役立	307	
中野	飯役立	309-1	
中野	四町田	332-1	

上記の土地を字中野小字陣屋に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	陣屋	346-1	

上記の土地を字中野小字陣屋ノ上に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	陣屋	346-2	

上記の土地を字中野小字法花堂に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	梶原	362	

上記の土地を字中野小字ヨナイジに変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	梶原	401-2	

上記の土地を字中野小字須戸に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	梶原口下東	415	
中野	梶原口道東	416	

上記の土地を字中野小字梶原口に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	角田	422	

上記の土地を字中野小字角田上に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	草ノ地	440-1	

上記の土地を字中野小字追ノ本に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	老ノ本	441-2	
中野	老ノ本	441-4	
中野	尾大明神	540-2	

上記の地を字中野小字煤毛に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	大道筋	515	

上記の土地を字中野小字教光神に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	クゴンドン	534-9	
中野	クゴンドン	534-10	

上記の土地を字中野小字廻り垣に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小松	越前下	337	

上記の土地を字中野小字藪ノ後に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小松	川原	304-3	
小松	川原	304-4	
小松	菴屋敷	306-2	
小松	菴屋敷	306-3	
小松	石ノ段下	317-5	

上記の土地を字小松小字上石ノ段に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小松	二日市	312-1	
小松	二日市	312-4	
小松	二日市	315-3	
小松	二日市	315-5	
小松	川原	318-3	
溝尻	安国寺	527-1	

溝尻	安国寺	527-2	
----	-----	-------	--

上記の土地を字小松小字石ノ段下に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小松	村ノ上	314	
小松	村ノ上	314-1	

上記の土地を字小松小字二日市に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小松	二日市	315-6	

上記の土地を字小松小字川原に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小松	左七屋敷	332	
溝尻	飯役	544-3	

上記の土地を字小松小字飯役上に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	金井津	194-2	

上記の土地を字溝尻小字飯役に變更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	金井津	199-1	
溝尻	砂原	507-1	
溝尻	砂原	507-5	

上記の土地を字溝尻小字金津に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	柳	561-1	
溝尻	柳	562-1	

上記の土地を字溝尻小字若宮に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	飯役後	197-1	
中野	金井津	200-7	
中野	飯役	201-3	
中野	土井浜	209-1	
中野	土井浜	209-5	
溝尻	梶原	552-1	
溝尻	飯役	553-1	
溝尻	飯役	553-6	

上記の土地を字中野小字土井に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	梶原口	413	

上記の土地を字中野小字ヨモギ原に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	草ノ地東立	418-2	
中野	柳浜	425	
中野	柳	426	
中野	柳	427	
中野	草ノ地	428	
中野	下草ノ地	429	
中野	追ノ本	432	

中野	追ノ本	433	
中野	追ノ本	434	
中野	追ノ本	435	
中野	追ノ本	436	
中野	草ノ地	437-1	
中野	草ノ地	437-3	
中野	草ノ地	439-1	

上記の土地を字中野小字松ノ浜に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	柳浜	424	

上記の土地を字中野小字柳に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	煤毛	552-1	
中野	煤毛	553-2	

上記の土地を字中野小字尾大明神に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小松	安国寺下	339	

上記の土地を字小松小字安国寺上に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小松	安国寺上	346	
小松	安国寺上	346-1	

上記の土地を字小松小字安国寺下に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	寺ノ下	493-1	
溝尻	寺ノ下	493-2	
溝尻	寺ノ下	498-2	
溝尻	寺ノ下	498-3	

上記の土地を字溝尻小字川東に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	金津	525-2	
溝尻	金津	525-3	

上記の土地を字溝尻小字砂原に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	金津	535	

上記の土地を字中野小字二日市に変更する。

備考 字須津に係る地番は平成29年11月27日現在、字小松、字中野、字溝尻及び字国分に係る地番は令和4年8月10日現在のものである。

— * * * —

宮津市告示第94号

宮津市自治功労者等表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年6月25日

宮津市長 城崎雅文

宮津市自治功労者等表彰規程の一部を改正する規程

宮津市自治功労者等表彰規程（昭和33年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第6条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

———— * * * ————

宮津市告示第95号

宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年7月1日

宮津市長 城崎雅文

宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱（平成18年告示第75号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「80万円」を「80万9,000円」に、「第140号」を「第141号」に改め、同表3の項中「80万円」を「80万9,000円」に改め、同表4の項中「知的障害施設入所者等医療費負担緩和事業」を「知的障害施設入所者医療費負担緩和事業」に、「及び」を「、」に改め、「第245号」の次に「及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

———— * * * ————

宮津市告示第96号

宮津市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年7月1日

宮津市長 城崎雅文

宮津市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱（平成19年告示第148号）の一部を次のように改正する。

第2条中「健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員若しくは加入者若しくはそれらの者の被扶養者」を「別表第1に定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）による被保険者、組合員若しくは被扶養者」に改める。

第3条第1項中「別表」を「別表第2」に改め、同条第2項中「健康保険法」の次に「（大正11年法律第70号）」を加える。

別表中「社会保険各法」を「医療保険各法」に、「80万円」を「80万9,000円」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第2条関係）

1	健康保険法
2	船員保険法（昭和14年法律第73号）
3	私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
4	国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
5	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
6	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第34号

次のとおり漂流物の引き渡しがあったので、水難救護法（明治32年法律第95号）第25条第2項の規定により、公告します。

つきましては、該当者の方は令和7年12月9日までに産業経済部農林水産課に申し出てください。なお、上記期日までに申し出のない場合は、所有者がないものと認め処分します。

令和7年6月10日

宮津市長 城崎雅文

- 1 拾得物 (1) プラスチック製ボート 全長 2.36m 全幅 1.15m 黄色
(2) FRP製ボート 全長 2.45m 全幅 1.10m 青色
- 2 拾得日時 令和7年5月31日 午前9時頃
- 3 拾得場所 宮津市字小田宿野地先 海上

————— * * * —————

宮津市公告第35号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、一般社団法人京都府農業会議から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により認可したので、同条第7項の規定により公告し、当該計画を次のとおり縦覧に供します。

令和7年6月16日

宮津市長 城崎雅文

- 1 申請書番号
令和7年5月28日付け7京農会世第5013号、第5014号、第5015号
- 2 縦覧の場所
宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— * * * —————

宮津市公告第36号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和7年6月24日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

————— * * * —————

宮津市公告第37号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和7年6月24日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

————— * * * —————

宮津市公告第38号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、一般社団法人京都府農業会議から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により認可したので、同条第7項の規定により公告し、当該計画を次のとおり縦覧に供します。

令和7年6月30日

1 申請書番号

令和7年6月2日付け 7京農会村第574号、第575号、第576号

令和7年6月19日付け 7京農会世第5021号、第5022号

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第39号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和7年6月30日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第12号

令和7年第8回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和7年6月17日

宮津市教育委員会

教育長 山本雅弘

1 日時 令和7年6月24日（火）午前9時

2 場所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

* * *

宮津市教育委員会告示第13号

宮津市文化財保護条例（昭和58年条例第35号）第5条第1項の規定に基づき、次に掲げる有形文化財を宮津市指定有形文化財に指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年6月24日

宮津市教育委員会

教育長 山本雅弘

有形文化財 3件

種別	名称	員数	時代	所有者	住所
彫刻	木造聖観音菩薩立像 (旧観音堂本尊)	1 軀	平安 (12世紀)	宗教法人休耕寺	宮津市字脇 308 - 1
工芸品	銅造騎獅文殊菩薩坐像 (銅製厨子入) 附 錦袋 1点 木製厨子 1点 木箱 2点	1 軀	南北朝 (14世紀)	宗教法人徳寿院	宮津市字獅子 180
歴史資料	正保宮津城絵図案	1 鋪	江戸 (正保2年頃)	宮津市	宮津市字柳縄手 345 - 1

選挙管理委員会

宮津市選挙管理委員会告示第10号

令和7年7月20日執行予定の参議院京都府選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

令和7年6月30日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲垣成光

- 1 日時 令和7年7月2日 午後6時
- 2 場所 宮津市役所 応接室

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第7号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和7年6月6日

宮津市農業委員会
会長 関野 掲 司

- 1 日時 令和7年6月13日(金) 午前9時30分
- 2 場所 宮津市中央公民館 大会議室
- 3 議題

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

議案第22号 非農地証明交付申請の承認について

議案第23号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について